

(参考)

○本事件に関する指名停止の状況について(排除勧告により指名停止措置 18社)

(別紙)

指名停止業者	東北・関東・北陸の各地方整備局	中部・近畿・中国・四国・九州の各地方整備局 国土技術政策総合研究所 大臣官房官庁営繕部 北海道開発局
(株)神戸製鋼所	平成17年10月18日から <u>5</u> ヵ月	平成17年10月18日から <u>3</u> ヵ月
宇部興産機械(株) (※1)		
佐世保重工業(株) (※1)(※2)(※3)		
(株)榑崎製作所		
函館どつく(株) (※3)		
(株)釧路製作所		
豊平製鋼(株)		
(株)名村造船所		
(株)大島造船所		
(株)サノヤス・ヒシノ明昌		
(株)アルス製作所		
辻産業(株)		
古河産機システムズ(株)(※3)(※4)		
桜井鉄工(株)(※2)(※3)(※5)	平成17年11月2日から <u>5</u> ヵ月	平成17年11月2日から <u>3</u> ヵ月
東綱橋梁(株)	平成18年6月1日から <u>5</u> ヵ月	平成18年6月1日から <u>3</u> ヵ月
○宇野重工(株)	平成18年7月25日から <u>5</u> ヵ月	平成18年7月25日から <u>3</u> ヵ月

※1 北海道開発局については有資格業者として登録がされていない宇部興産機械(株)、佐世保重工業(株)、宇野重工(株)を除く13社

※2 国土技術政策総合研究所については、有資格業者としての登録がなされていない佐世保重工業(株)を除く12社

※3 官庁営繕部については、有資格業者としての登録がされていない佐世保重工業(株)、函館どつく(株)、古河産機システムズ(株)を除く12社

※4 古河産機システムズ(株)は、排除勧告を受けていないが、古河機械金属(株)に対する排除措置の対象とされていることから、指名停止を行う。

※5 中部・近畿・中国・四国・九州の各地方整備局については、有資格業者としての登録がなされていない桜井鉄工(株)を除く15社

指名停止業者	東北・関東・北陸の各地方整備局	中部・近畿・中国・四国・九州の各地方整備局 国土技術政策総合研究所 大臣官房官庁営繕部 北海道開発局
(株)巴コーポレーション	平成17年10月18日から <u>7</u> ヵ月	平成17年10月18日から <u>4</u> ヵ月

※平成16年3月19日入札の浅内地区水管橋工事(東北地方整備局発注)において誓約書を提出していたことに伴う加重

指名停止業者	東北・関東・北陸の各地方整備局	中部・近畿・中国・四国・九州の各地方整備局 国土技術政策総合研究所 北海道開発局
住友金属工業(株)	平成17年10月18日から <u>8</u> ヵ月	平成17年10月18日から <u>5</u> ヵ月

※冷間圧延ステンレス鋼板販売に関する独占禁止法違反に伴う指名停止(平成15年12月18日～平成16年2月17日)の期間中に独禁法違反行為を行ったことによる短期加重措置

(注) 応諾拒否の(株)コマヤマ工業については、審判手続開始決定後、独占禁止法違反があった旨の審決が出されれば、それを確認した段階で指名停止措置を行う。